

○深川市地域おこし協力隊設置規則

令和2年3月23日

規則第8号

(設置)

第1条 人口減少や高齢化が進む本市において、地域の新たな担い手として地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域の活力維持・向上に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、深川市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域振興に関する活動
- (2) 農林畜産業振興に関する活動
- (3) 有害鳥獣対策に関する活動
- (4) 観光振興に関する活動
- (5) 地域福祉に関する活動
- (6) その他市長が必要と認める活動

2 隊員は、その活動状況について、市長に活動報告書を提出しなければならない。

(任用)

第3条 隊員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、選考の上、市長が任用する。

- (1) 地域おこし協力隊推進要綱に定める対象に該当する者
- (2) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、積極的に地域協力活動に従事できる者
- (3) 協力隊としての活動終了後も市内に定住し、就業・起業する意欲のある者

(任期)

第4条 隊員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、任用された日から引き続き3年を超えない範囲内において、4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、これを更新することができる。

(身分)

第5条 隊員の身分は、地方公務員法（平成25年法律第261号。以下「法」という。）

第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(報酬等)

第6条 隊員の報酬は、月額208,300円とし、支給方法は、深川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年深川市条例第26号。以下「条例」という。）の規定を適用する。

2 隊員の期末手当及び費用弁償は、条例の規定を適用する。

(勤務条件)

第7条 隊員の勤務時間、休暇等は、深川市会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則（令和2年深川市規則第2号）の規定を適用する。

(住宅の貸与)

第8条 市長は、必要に応じ、隊員に住宅を貸与することができる。

2 貸与する住宅（以下「住宅」という。）は、市が借り上げ、隊員に使用させる。

3 住宅に係る賃貸料（共益費を含む。）、敷金及び保険料は、市が負担する。ただし、賃貸料の上限は月額3万円とし、それを超える部分は隊員の負担とする。

4 光熱水費等居住に要する設備等の維持経費は、隊員が負担する。

5 住宅が破損したときは、天災、時の経過その他隊員の責めに帰すことのできない場合を除き、修復等に要する費用は、隊員が負担する。

(活動車の貸与)

第9条 市長は、隊員の活動（通勤を含む。）に必要な車両（以下「活動車」という。）を隊員に貸与することができる。

2 活動車は、市が借り上げ、隊員に使用させる。

(活動車の管理)

第10条 活動車の管理者は、活動車を所轄する所属長（課及び課に相当する組織の長）とする。

2 活動車に係る消耗品費、修繕料等は、市が負担する。

3 活動車に係る燃料費は、市が負担する。ただし、燃料の上限量を1月当たり40リットルとし、それを超える部分は隊員の負担とする。

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、1月当たり40リットルを超えて市が燃料費を負担することができる。

5 隊員は、活動車の運行状況を運行日誌により報告しなければならない。

6 活動車の使用基準については、深川市車両管理規則（平成7年深川市規則第38号）第11条の規定を準用する。

（市の役割）

第11条 市は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1） 隊員の活動計画の作成
- （2） 隊員の活動に関する各種調整
- （3） 住民及び関係者への隊員の活動の周知
- （4） 隊員の活動終了後の定住支援
- （5） その他隊員の円滑な活動に必要な事項

（退任）

第12条 隊員は、自己都合等により任期の途中において退任を希望する場合は、文書によりその旨を市長に届け出なければならない。

（庶務）

第13条 協力隊に関する庶務は、経済・地域振興部地域振興課が行う。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。